定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年四月二十日付で行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月三十日

名古屋市天白区塩釜口一丁目六三三番地

名東興業株式会社

代表取締役　山田　憲彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である米田克己が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年三月三十日

東京都港区赤坂七丁目三番三七号

n&k Technology, Inc.

日本における代表者　米田　克己

限定承認公告

本籍富山県高岡市佐野一四二一番地一、最後の住所富山県高岡市向野町一〇八六番地一三、被相続人　七　茅野　昭二

右被相続人は平成二十八年十二月十七日死亡し、家庭裁判所高岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月三十日

富山県高岡市木津九五番地一

相続財産管理人　茅野　浩潤

訂正公告

平成二十九年三月二十一日掲載の資本金の額の減少公告中、本店所在地「富山県中新川郡上市町若杉三丁目一八番地」とあるは「富山県中新川郡上市町若杉三丁目一八番地」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年三月三十日

富山県中新川郡上市町若杉三丁目一八番地

株式会社藤田商店

代表取締役　藤田　一衡

訂正公告

平成二十九年三月二十三日掲載の（甲）株式会社ヴィライフ、（乙）株式会社フェリスに係る合併公告中、甲の「株式会社ヴィライフ」とあるは「株式会社ヴィライフ」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年三月三十日

扱　店

取消公告

平成二十九年三月十五日掲載の基準日設定につき通知公告は取消します。

平成二十九年三月三十日

東京都中央区日本橋馬喰町二丁目七番八号

物産フードマテリアル株式会社

代表取締役　佐伯　光則

正　誤

平成二十八年十一月三十日（号外第二百六十四号）公布国土交通省令第八十号（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令）

（原稿誤り）

三五ページ改正後欄中終りから二行目から一行目、三六ページ改正後欄中終りから二行目から一行目、三七ページ改正後欄中終りから二行目から一行目及び三九ページ改正後欄中三行目から四行目「当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日」は「この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）」の誤り。

三六ページ改正後欄中二行目、三七ページ改正後欄中二行目、三八ページ改正後欄中二行目及び三九ページ改正後欄中六行目「裁決の送達」は「この通知又は裁決の送達」の誤り。

三六ページ改正後欄中三行目、三七ページ改正後欄中三行目、三八ページ改正後欄中三行目及び三九ページ改正後欄中七行目「裁決の日」は「処分又は裁決の日」の誤り。

五八ページ改正後欄中一二行目「異議申立てをすることができます。」は「審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」の誤り。

八四ページ改正後欄様式裏中「第78条　（略）」は「第78条　エネルギー消費機器等のうち、自動車（エネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）その他我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器であつてそのエネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定エネルギー消費機器」という。）及び我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器に係る関係機器であつてそのエネルギー消費関係性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定関係機器」という。）については、経済産業大臣（自動車及びこれに係る特定関係機器にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この章及び第87条第10項において同じ。）は、特定エネルギー消費機器及び特定関係機器（以下「特定エネルギー消費機器等」という。）ごとに、そのエネルギー消費性能又はエネルギー消費関係性能（以下「エネルギー消費性能等」という。）の向上に関しエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。」の誤り。

同ページ改正前欄様式裏中「第78条　（略）」は「第78条　エネルギー消費機器等のうち、自動車（エネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）その他我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器であつてそのエネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定エネルギー消費機器」という。）及び我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器に係る関係機器であつてそのエネルギー消費関係性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定関係機器」という。）については、経済産業大臣（自動車及びこれに係る特定関係機器にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この章及び第87条第13項において同じ。）は、特定エネルギー消費機器及び特定関係機器（以下「特定エネルギー消費機器等」という。）ごとに、そのエネルギー消費性能又はエネルギー消費関係性能（以下「エネルギー消費性能等」という。）の向上に関しエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。」の誤り。

九一ページ改正後欄中一二行目は次のとおりの誤り。

［申請に係る住戸に関する事項］

［略］

（注意）

1．～2．［略］

3．【4．住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄に用いる用語の意義は、第三面の注意7のとおりとします。

「1．一次エネルギー消費量に関する基準」は「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。

「2．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。

4．［略］

同ページ改正前欄中一二行目は次のとおりの誤り。

［申請に係る住戸に関する事項］

［同左］

（注意）

1．～2．［同左］

3．【4．住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄に用いる用語の意義は、第二面の注意5のとおりとします。

「1．一次エネルギー消費量に関する基準」は「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。

「2．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。

4．［同左］

発行所　独立行政法人国立印刷局　東京都港区虎ノ門五丁目一九番四号　電話　03(3587)4294
定価　本号一部一ヵ月六四円（本体五九円）　四〇円（本体三七円）　一三〇円（本体一二〇円）　（配送料別）
第三種郵便物認可　平成二十九年三月三十一日　物価統制令第三条第二項の規定に基づく掲載

◉号外　三月三十日付第六七号二五ページ●一
第六〇号一六ページ●同日付政府調達追録七二ページ●同日付第六号二四ページ●同日付
六日付（第一九回）参会